

運用 5（地域用水環境整備事業）

第 1 趣旨

地域用水環境整備事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙 3 によるほか、この運用に定めるところによる。

第 2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 5 の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2 運用 5 の第 1 から第 8 までの規定及び別記様式第 1 号から第 9 号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙 2」とあるのは「運用 5 の第 2 において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「都道府県知事」とあるのは、「沖縄県知事」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第 6	当該都道府県	沖縄県
第 6 及び第 7 の 2	地方農政局長（北海道にあっては農林水産省農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第 8 号	農林水産省〇〇農政局長 殿（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長経由 農林水産省農村振興局長殿）	内閣府沖縄総合事務局長 殿